

介護保険事業者及び三田市における事故発生時の報告取扱い要領

1 事故報告の対象となる事業者及び介護保険サービス

介護保険指定事業者（以下「事業者」という。）が行う介護保険適用サービスとする。

2 報告の範囲

事業者は、次の（１）～（５）の場合、市へ報告を行う。

（１）サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生

① 「サービスの提供による」とは送迎、通院等の間の事故も含む。

また、在宅介護の通所・（短期）入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は「サービスの提供中」に含まれる。

② ケガの程度については、入院及び医療機関で受診を要したもの（施設内の医療処置を含む。）とするが、それ以外でも家族等に連絡しておいた方がよいと判断されるものについては、市に対しても報告する。

③ 事業者側の過失の有無は問わない（利用者の自己過失によるケガであっても、②に該当する場合は報告する）。

④ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき（家族等と紛争が生じる可能性のある場合）は、市へ報告する。

⑤ 利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経てから死亡した場合は、事業者は速やかに、市へ連絡もしくは報告書を再提出する。

（２）食中毒及び感染症等の発生

感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として「一類感染症」、「二類感染症」、「三類感染症」とする。

ただし、感染性胃腸炎（ノロウイルス）や疥癬の発生など、利用者等に蔓延する恐れのある場合並びに新型インフルエンザに係るクラスター（集団発生）サーベイランスの報告を健康福祉事務所（保健所）に行った場合又は当該報告を行わない場合であっても事業者の判断で休業を行うなどサービス提供の継続に支障をきたすような場合も、市へ報告する。

なお、食中毒及び感染症等の発生について、関連する法に定める届出義務がある場合はこれに従うほか、保健所等と連携・協力して対応すること。

（３）職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生

利用者の処遇に影響があるもの（例：利用者からの預り金の横領、送迎時の交通事故など）について報告する。

- (4) 消費生活用製品安全法第2条第5項に基づく重大事故に相当する事故の発生
- (5) その他、報告が必要と認められる事故の発生

3 報告の手順

- (1) 報告は、別紙「介護保険事業者 事故等報告書（別紙1）」によること。食中毒及び感染症等が発生した場合は、「食中毒・感染症等発生状況連絡票（別紙2）」によること。
- (2) 事故の発生を知った日から速やかに報告すること。ただし、一回の報告により完結しないときは、次のとおり報告を行うものとする。
 - ア 第一報として、事故の発生を知った日から速やかに記入可能な項目について、(1)に定めるところにより報告する。
 - イ 第一報で報告できなかった項目について、報告が可能となったときには、第二報として遅滞なく(1)に定めるところにより報告する。
 - ウ 事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理が完了した時点で、最終報告を行う。
 - エ 上記ア・イ・ウに基づき報告を行う場合、報告回数等を記載すること。
- (3) 緊急性の高いものについては、市に対し速やかに電話により報告するとともに、その後(1)に定めるところにより報告する。
- (4) 食中毒及び感染症等が発生した時は、原則として、発生時及び終息時の二回報告を行い、必要に応じて途中経過を報告すること。
- (5) 事業者は、市、利用者（家族を含む。以下同じ。）及び事業者の事故の事実関係を共通に把握することができるよう、利用者に対し、事故報告書の控えを積極的に開示し、求めに応じて交付する。

4 利用者への説明

事業者は、事故発生後、利用者に次の内容を説明しなければならない。

- (1) 本要領に基づき、「介護保険事業者 事故等報告書」又は、「食中毒・感染症等発生状況連絡票」を作成し、市に提出すること。
- (2) 提出された事故報告書等が個人情報以外を事故事例として兵庫県に報告される場合があること。
- (3) 情報公開請求が出された際に、個人情報以外の内容（例：事業者名簿）が公開される場合があること。

5 報告先

事業者は、2で定める事故が発生した場合、3の手順により、次の両者に報告する。

- (1) 被保険者の属する保険者（市町村）

- (2) 事業所・施設が所在する保険者（市町村）

6 報告書等の取扱い

- (1) 報告を受けた市においては、個人情報に十分注意し、個人情報の漏洩、改ざん又は滅失の防止のほか適切な管理を行うものとする。
- (2) 報告を受けた後に、三田市情報公開条例（平成15年三田市条例第2号）に基づく公開請求があった際には、情報公開の対象として取り扱うものとする。

7 報告内容の確認・対応

- (1) 市は、報告を受けた内容を確認し、内容に疑義、不備又は不足があると認めるときは、報告を行った事業者に対し再確認を行う。
- (2) 報告を受けた内容により、指定基準違反の恐れがある場合又は事故等防止の観点から特に必要と判断する場合、市は、兵庫県及び関係自治体等に連絡するとともに、以後の対応について必要な連携を図る。

8 適用年月日

令和2年2月1日